

指定介護老人福祉施設ハピネスながわ

運営規程

(趣 旨)

第1条 社会福祉法人ファミリーが開設するユニット型介護老人福祉施設の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態にある者（以下『入居者』という）に対し、適正なユニット型介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条

- (1) 介護保険法及び関係法令の改正に併せて、その都度、理念に基づき運営規定の見直しを行い、制度の改正に伴う必要な改定を速やかに行い諸法令を遵守する。
- (2) 入所者個々の余生を充実させるために自己実現（生きがい等）を支援し、住み慣れた家庭での習慣や必要な介護サービスが享受できるよう、可能な限り居宅復帰を念頭に置いて、入居前の生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、必要な施設サービスを提供することを目指す。
- (3) 施設サービスは、入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営めるよう、必要な施設サービスの量及び質を計画し、その情報を職員間で共有し、入浴、排泄、食事等の介助、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行なう。
- (4) 地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、保険者・居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・他の介護保険施設・保健医療サービス・福祉サービスの提供者及び地域ボランティアとの密接で有機的な連携に努め、地域の人々と調和した積極的な交流を図る。

(名称及び所在地)

第4条 施設の名称及び所在地は次の通りとする。

(1) 名 称 ハピネスながわ

(2) 所在地 青森県三戸郡南部町大字下名久井字剣吉前川原1番地1

※ 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護と設備は共用する。

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 施設に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者 1人 (常勤・専従)

管理者は、施設の従業者及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 従業者

職名	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	准看護師 介護支援専門員	1名		従事者及び業務の管理
医師			2名	医療に関する業務
生活相談員	介護福祉士	1名		日常生活の相談・指導業務
介護職員	介護福祉士	16名	1名	生活全般に関するお世話
	初任者・実務者 研修修了	6名	2名	
	その他	3名	3名	
看護職員	看護師	2名	1名	医療・保健衛生に関する業務
栄養士	管理栄養士	1名		献立・栄養指導に関する業務
機能訓練指導員	理学療法士	1名		機能回復訓練に関する業務
	作業療法士		1名	
介護支援専門員	介護支援専門員	1名		介護計画の作成・管理
事務員		2名		事務処理全般
調理員		5名	1名	調理に関する業務
合計		39名	11名	

※従業者は、短期入所生活介護及び、介護予防短期入所生活介護と兼務する。

(利用定員)

第6条 ユニット型介護老人福祉施設の入居定員は、次の通りとする。

- (1) ユニット数 5ユニット
- (2) 定員 50名

(施設サービスの内容)

第7条 ユニット型介護老人福祉施設のサービスは、次の通りとする。

- (1) 施設サービス計画の作成
 - ・介護支援専門員が施設サービス計画の作成に関する業務を担当する。
 - ・施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者の有する能力、置かれている環境等の評価を通じて抱える問題点を明らかにし、解決すべき課題の把握に努める。
 - ・介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の原案について専門的見地から意見を求める。
 - ・施設サービス計画の内容について、入居者又は家族に説明し同意を得、交付する。
 - ・施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。また、実施状況の把握に当たっては、定期的に入居者に面接し確認を行い、その状況を記録する。
- (2) 介護
 - ・1週間に2回以上、適切な方法により入浴又は清拭する。
 - ・適切な方法により、排泄について必要な援助を行う。
 - ・褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備する。
 - ・離床、着替え、整容等の援助を適切に行う。
- (3) 食事
 - ・栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供する。
 - ・入居者が可能な限り離床して、ダイニングで食事することを支援する。
- (4) 相談及び援助
 - ・入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の

援助を行う。

- (5) 社会生活上の便宜の提供等
 - ・日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者及び家族において行うことが困難である場合は、同意を得、代行する。
- (6) 機能訓練
 - ・心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するため訓練を行う。
- (7) 栄養管理
 - ・入居者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う。
- (8) 口腔衛生の管理
 - ・入居者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う。
- (9) 健康管理
 - ・看護職員は、入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のために、医師と連携しながら適切な措置を採る。

(入院期間中の取扱い)

第8条

- (1) 入院した場合、おおむね3ヶ月以内に退院することが見込まれるときは、入居者及び家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与する。
- (2) やむを得ない事情がある場合を除き、再入居できるようにする。
- (3) 入院した場合入居者及び家族の同意を得、空床利用型の短期入所生活介護の希望者が利用できるようにする。同意を得られない場合、施設サービス基準額と居住費基準額の支払いを受ける。

(利用料その他の費用の額)

第9条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、各入居者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

その他、入居者及び家族が希望した場合、下記の実費に準じた額を徴収する。

	料 金	備 考
嗜好等に関わる諸経費	実 費	入場料等
理 美 容	実 費	
ク ラ ブ 費	実 費	個人保管の作品材料費
電 化 製 品	1ヶ月、600円	テレビ、冷蔵庫、加湿器等

(入居者がサービスの提供を受ける際に留意すべき事項)

第10条 居室や設備、器具は本来の用法にしたがって利用する。

- (1) 施設内は禁煙とする。
- (2) 飲酒は常識の範囲内で行う。
- (3) 対人対物に危害を加たり、迷惑な騒音を発せられる場合は契約解除になる場合がある。
- (4) 事業所内での他の入居者等に対する宗教活動及び政治活動は行わない。

(衛生管理等)

第11条 感染症又は食中毒の発生、又、まん延防止対策を行う。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (2) 定期的に委員会を開催し、その結果について周知の徹底を図る。
- (3) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行う。
- (4) 厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(協力病院等)

第12条 入院治療を必要とする入居者のために、あらかじめ、協力病院及び協力歯科医療機関を定める。

(秘密保持等)

第13条 従業者は正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らさない。

- (1) 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らす事がないよう、必要な措置を講じる。
- (2) 入居者及び家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得る。

(苦情に対する対応)

第14条 サービス提供に関して発生した苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付担当者を置く。

- (1) 苦情を受け付けた場合、改善策を検討するとともに、その内容等を記録する。
- (2) 場合により、関係機関等に報告する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第15条 事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じる。

- (1) 事故発生の防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合、その事実が報告され、その分析を通じた改善策について、周知徹底を図る。
- (3) 事故防止のための委員会及び研修を定期的に行う。
- (4) 前(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5) 事故が発生した場合、速やかに入居者の家族、保険者に連絡するとともに、受診等の必要な措置を講じる。
- (6) 入居者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

(身体拘束に対する対応)

第16条 入居者の生命又は、身体を保護する為に緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行わない。

- (1) やむを得ず身体拘束等を行う場合、関係者等によって協議し、その入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由と経過を記録する。
- (2) 身体的拘束の適正化のための委員会を3ヶ月に1回開催する。
- (3) 全職員に対し年2回研修を実施する。

(虐待防止に関する事項)

第17条 施設は入居者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講じる。

- 1 (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年2回実施する。
- (4) 前(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを保険者に通報するものとする。

（地域との連携等）

第18条 行事で地域住民との連携及び協力を行う等、地域との交流を図る。

（記録の整備）

第19条 サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

（非常災害対策）

第20条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- （1）防火管理者を任命し、火元責任者には従業者を当てる。
- （2）始業時・終業時には、火災危険防止のため、自主的に点検を行う
- （3）非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- （4）非常災害設備には常に有効に保持するよう努める。
- （5）火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し任務の遂行に当たる。
- （6）防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・・・・・・・・年1回以上
 - ② 入居者を含めた総合訓練・・・・・・・・・・年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底・・・・・・・・・・随時
- （7）その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（その他運営に関する留意事項）

第21条

- （1）自らその提供するそのサービスの質の評価を行い、常に改善に努める。
- （2）従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
 - ・採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - ・継続研修 年4回以上

（業務継続計画に関する事項）

第22条 感染症や非常災害の発生時において、業務継続計画（BCP）を策定し、定期的に研修及び訓練（シュミレーション）を行い見直しを図る。又、計画内容について全職員へ周知徹底する。

（附則） この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。